関係法令

卸売市場法(抜粋)

(都道府県卸売市場整備計画)

- 第6条 都道府県は、政令で定めるところにより、当該都道府県における卸売市場の整備 を図るための計画(以下「都道府県卸売市場整備計画」という。)を定めることができる。
- 2 都道府県卸売市場整備計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとし、その内容は、卸売市場整備基本方針及び中央卸売市場整備計画に即するものでなければならない。
- 一 その区域又はその区域を分けて定める区域ごとの生鮮食料品等の流通事情に応ずる卸売市場の適正な配置の方針
- 二 その区域における生鮮食料品等の流通事情に応ずる近代的な卸売市場の立地並びに施設の種類、規模、配置及び構造に関する指標
- 三 卸売市場における取引及び物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化並びに物品の品質管理の高度化に関する事項
- 四 その他卸売市場の整備を図るために必要な事項
- 3 都道府県は、都道府県卸売市場整備計画を定めようとするときは、当該都道府県の区域内の地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市に協議しなければならない。
- 4 都道府県は、都道府県卸売市場整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを農林水産 大臣に提出するとともに、その内容を公表しなければならない。
- 5 前三項の規定は、都道府県卸売市場整備計画の変更について準用する。

(都道府県卸売市場審議会)

- 第71条 都道府県は、都道府県知事の諮問に応じ都道府県卸売市場整備計画に関する 事項その他卸売市場に関する重要事項を調査審議させるため、条例で、都道府県卸売 市場審議会を置くことができる。
- 2 前項に規定するもののほか、都道府県卸売市場審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

愛知県卸売市場審議会条例 (昭和46年愛知県条例第54号)

(設置)

第1条 卸売市場法(昭和46年法律第35号)第71条の規定に基づき、愛知県卸売 市場審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、知事の諮問に応じ、愛知県卸売市場整備計画に関する事項その他卸 売市場に関する重要事項を調査審議する。

(組織)

- 第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。
- 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、知事が任命する。
 - 一 学識経験のある者
 - 二 県議会の議員
 - 三 関係行政機関の職員
 - 四 市町村の長

- 3 学識経験のある者のうちから任命される委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前項の委員は再任されることができる。

(会長)

- 第4条 審議会に、会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第5条 審議会は会長が招集する。
- 2 審議会においては、会長が議長となる。
- 3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

- 第6条 審議会に、幹事若干人を置く。
- 2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。
- 3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議 会にはかって定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。